

令和2年5月26日（火）

会 員 各 位

一般社団法人埼玉県経営者協会
会 長 石 井 進

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策】

「埼玉県における緊急事態措置の解除及び一部緩和」に関する
埼玉県からの周知要請について

会員企業に対しまして、昨日、大野知事名で以下の周知要請がありましたのでお知らせいたします。

- 本日、府政対策本部において本県を含む1都3県が緊急事態宣言の対象区域から解除された。
- 緊急事態宣言は解除されたが、新型コロナウイルスの脅威がすべて無くなったわけではなく、しばらくはこのウイルスと共存していかなければならない。今後は、感染拡大の防止と社会経済活動の両立が図られるよう、接触機会の縮小から感染機会の縮小へとステージを変えていく。
- 本日、緊急事態宣言の解除に伴う本県における緊急事態措置の解除及び一部緩和について決定した。（別紙1～3、参考1）
なお、これらの解除や緩和の前提として、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の仕組みを設けており、事業者の皆様に取り組んでいただきたい。一方、県民の皆様には、感染機会の縮小に向け4つのお願いをしたい。（参考2）
- 新型コロナウイルス感染症への対策は長期間になると思われませんが、新しい生活様式を進めることが、皆さんの愛する方や御家族・友人を守ることにつながるので、引き続き、御協力をお願いいたします。

上記に関しまして、会員企業のご協力をお願い申し上げます。

<お問い合わせ先> 専務理事 廣澤健一

TEL 048-647-4100